Newsあらかると

子育て世帯商品券の支給が始まります

今年度も子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金を支給

子育て世帯を対象にした商品券の支給を始めます。この商品券は地方創生事業の一つで、子育て世帯の生活支援と、地域経済の活性化を目指して実施します。

また、消費税の引き上げに伴う所得の低い方への負担を考慮して、今年度も子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金を支給します。

〈子育て世帯商品券〉

■対象／平成27年7月1日～10月1日までに倶知安町に住所を有し、中学3年生以下の児童を養育する世帯

■支給額／7千円分（500円×14枚）

■使用店舗／倶知安商店連合会加盟店

■利用期限／平成28年1月末

■注意点／

・町内の大型店舗では使用できない

・図書券やプリペイドカードなど換金性の高い商品、たばこの購入やツケ払いにも使用できない

・お釣りは出ないので、500円以下の買い物には注意

・利用期限を過ぎた場合は無効となる

〈子育て世帯臨時特例給付金〉

■対象／6月分の児童手当受給者

※必ず6月から実施されている児童手当現況届をすませてください

■支給額／児童一人あたり3千円

〈臨時福祉給付金〉

■対象／本年1月1日時点において倶知安町に住民登録されており、平成27年度住民税非課税の方（課税者に扶養されている方や生活保護受給者は除く）

■支給額／一人あたり6千円

※商品券と2つの給付金は、それぞれの対象要件を満たしている場合は、併せて支給を受けることができます

商品券と2つの給付金の申請場所や受付期間は、左記のとおり。

■申請場所／町役場分庁舎1階（役場裏旧労働基準監督署）※保健福祉会館ではありませんのでご注意ください

■受付期間／7月1日～10月1日

※土日祝日除く

■お問い合わせ／

町福祉医療課福祉係給付金担当

☎22―1121（内線198、199）

みんなの力で町をきれいに

毎年、春になり雪が融けると、残念ながら道端にはごみが目立ちます。しかし、町内各所でごみ拾い活動が行われることで、時を待たずしてごみは姿を消します。

今年も4月末から6月末にかけて、各町内会による「春のクリーン作戦」が実施されました。町内会の人たちが、自分たちの町内会に落ちているごみを拾います。小さい子どもも参加しており、「パパ、ママ、ごみ拾った！」と元気よくごみ拾いをしていました。（春のクリーン作戦の実施結果については下記参照）

5月16日には、町のスポーツ少年団が総合体育館周辺の清掃ボランティアを行いました。児童の他にも保護者や指導者など、計270名が集まり、これから自分たちが使うことになる体育館やサッカー場、野球場などのごみ拾いを行いました。毎年、この活動の後には、体育館周辺はとてもきれいになります。

5月27日には、倶知安高校で全校一斉の校外清掃活動が行われました。倶高にとって初の試みで、生徒のボランティアへの意識を高めることを目的に行われました。生徒たちは、通学路や校舎の周辺の清掃に汗を流していました。

他にも、有志によるごみ拾い活動は数多くあります。共通していることは、「自分たちの町を自分たちの手できれいにする」ということです。春先のごみ拾い活動には、毎年多くの方のご協力をいただいています。

町中に落ちているごみには、一部の心無い人によってポイ捨てされたものなども含まれています。町をきれいにするのも汚すのも、一人ひとりの心掛け次第です。ごみを道端に捨てない。見つけたら拾う。そんな当たり前を広げて、きれいな倶知安町を目指していきましょう。

春のクリーン作戦実施結果（6月9日現在）

参加人数
大人　1657人
子ども　343人
ごみの総量　4170kg
たくさんの方のご協力、ありがとうございました

ごみ拾い活動の様子
写真上：少年団
写真右上：町内会
写真右：倶知安高校

マイナちゃんの
マイナンバー教室

Vol.7 覚えておきたい3つのこと

皆さん、こんにちは。
10月5日のマイナンバー法の施行まであと3カ月。いよいよ皆さんにもマイナンバー（個人番号）をお知らせする通知カードが届きます。

マイナンバーは、名前や住所が変わっても、原則一生変わりません。平成28年1月以降、年金、健康保険、介護保険、生活保護、児童手当、公営住宅の入居申請、奨学金の申請などの社会保障関係の手続、確定申告書などの税務関係の手続で必要となります。また、役所以外でも、勤務先、アルバイト先や、契約している生命保険会社等から、社会保障・税の手続のために聞かれた場合は、マイナンバーを通知する必要があります。

まず大切なのは、『**通知カードは必ず受け取って大切に保管すること**』。そのための『**覚えておきたい3つのこと**』についてお話します。

①住所確認

通知カードは、住民票に記載された世帯ごとに郵送されます。現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、通知を確実に受け取るため、9月までに住所変更の手続をお願いします。

②10月以降、簡易書留で届きます

簡易書留には次の3つが入っているので、確認してください。

・マイナンバーの「通知カード」
・「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
・マイナンバーについての説明書類

③通知カードを紛失・破損してしまった場合、再交付を受けるためには、手数料がかかります

通知カードは紙製のカードです。紛失・破損には十分気を付けましょう。

※個人番号カードの申請（任意）を行い、個人番号カードを受け取るときには、通知カードは返納することになります。

『**覚えておきたい3つのこと**』を確認して、通知カードは必ず受け取り、大切に保管しましょう。

～お知らせ～

マイナンバー制度の音声広報CDと広報用DVDを貸し出します。ご希望の方は、ご連絡ください。左記のサイトからも同様の動画がご覧になれます。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

マイナンバーのお問い合わせ
◆全国共通ナビダイヤル
☎0570―20―0178
平日9時30分～17時30分
（土日祝日・年末年始除く）
◆外国語対応（5カ国語）
☎0570―20―0291
◆町総務課法務支援係
☎56―8000

マイナンバー　検索

節電アクション

ご家庭における節電のお願い

日頃より、節電にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
今夏におきましても、引き続き、節電にご協力をお願いいたします。

ご家庭で節電をお願いしたい期間・時間帯

7月1日(水)～9月30日(水) 平日9時～20時
※お盆期間(8月13日および14日)を除く。

特にご家庭においては、電気のご使用が増える**夕方以降(18時～20時)の時間帯**のご協力をお願いします。
なお、この夏の需要として見込んでいる定着節電量の水準(2010年度最大電力比:▲7.1%)を目安に節電をお願いいたします。

夏の平日のご家庭での電気の使われ方(イメージ)

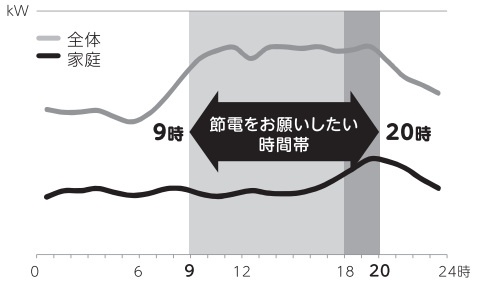

出典：資源エネルギー庁推計

節電にご協力いただきたい電気製品

照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段からお使いの電気製品の節電にご協力をお願いします。

■お問い合わせ／町総務課☎56-8000

農高のおみせオープン

6月4日、農業高校の生徒が作った野菜や花、苗、お菓子などを販売する「農高のおみせ」の営業が始まりました。会場となった、まちのえき「ぷらっと」には、開店を楽しみに待つお客さんで行列ができていました。

開店後次々に商品は売れてゆき、ぽてぷりんやソーセージなど、すぐに売り切れとなってしまうものもありました。

農高のおみせは今年で、14年目です。これから11月12日までの間、木曜日（学校行事などと被る場合は、営業しません）、まちのえき「ぷらっと」で16時～16時45分に開店します。

今年は、特別に12月24日、クリスマスに合わせて開店するそうです。

店員は毎回交代し、営業が終了するまでに、1・2年生の生徒が全員がお店の運営を体験します。

農業高校生たちが丹精込めて作った食品、花など、ぜひお買い求めください。

▲一生懸命接客する生徒たち